

# 秋田公立美術大学無料職業紹介業務運営規程

平成25年4月1日

規程第105号

(趣旨)

第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の2第1項の規定に基づき、秋田公立美術大学長（以下「学長」という。）が行う無料職業紹介事業（以下「職業紹介」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職業紹介の対象)

第2条 学長は、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）の学生および本学を卒業した者（以下「学生等」という。）に対して、職業紹介を行う。

(業務担当者)

第3条 学長は、職業紹介に関する業務を担当する者（以下「業務担当者」という。）を、本学の職員のうちから指名する。

(求人の申込み)

第4条 業務担当者は、求人の申込みはすべて受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その申込みを受理しないことができる。

- (1) その申込みの内容が法令に違反するとき。
- (2) 法令により明示が義務付けられている労働条件を明示しないとき。
- (3) その申込みの内容である賃金又は労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると学長が認めるとき。
- (4) その申込みの内容が公序良俗に反することが明白であると学長が認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学長が特に必要と認めるとき。

2 求人希望する者（以下「求人者」という。）は、求人の申込みに当たり、業務担当者に求人票（申込書）（様式第1号）又は労働条件等を

明示した文書等を提出するものとする。

(求職の申込み)

第5条 業務担当者は、学生等の求職の申込みはすべて受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しないことができる。

2 求職を希望する学生等（以下「求職者」という。）は、求職の申込みに当たり、業務担当者に進路調査票（求職票）（様式第2号）を提出するものとする。

(求人内容の周知)

第6条 求職者に対する求人内容の周知は、第4条第2項の規定により提出があった求人票（申込書）の写しを学生支援室において閲覧に供することにより行う。

(紹介の方法)

第7条 求職者を求人者に紹介する方法は、原則として紹介状（様式第3号）を交付することにより行う。

2 前項の規定により紹介状の交付を受けた者は、採否の結果を、速やかに業務担当者に報告しなければならない。

3 業務担当者は、職業紹介に当たって職業選択の自由の趣旨を尊重するとともに、求職者に対してはその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めるものとする。

4 業務担当者は、労働争議中の事業所に対して、当該争議が解決するまでの間、職業紹介をしてはならない。

(均等待遇の保障)

第8条 業務担当者は、職業紹介に関し、公平を旨とし、優先的又は差別的な取扱いをしてはならない。

(職業紹介状況等の報告)

第9条 業務担当者は、その取扱いにかかる職業紹介の状況等について、職業安定行政機関からの指示に基づき、報告しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、職業紹介に関する事項は、職業安定法関係法令による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第16号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

